

平成23年 No.27

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程

制定理由

評価資料及びデータの取扱い等について、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年7月6日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年7月7日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第19号

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成22年規程第19号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

改正理由：評価資料及びデータの取扱い等について、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(諸活動等の点検評価)</p> <p>第4条 1 (省略)</p> <p>2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに<u>自己点検結果</u>を点検評価室長に提出する。</p> <p>3 点検評価室は、前項の<u>自己点検結果</u>を整理し学内に公表するとともに、<u>自己点検結果</u>を分析し、学長に報告する。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>[省略]</p> <p>(評価資料及びデータ)</p> <p>第15条 <u>自己点検評価、認証評価及び法人評価に当たり収集した資料及びデータ</u>は、点検評価室が適切な方法で管理する。</p> <p>2 <u>前項の資料及びデータについては、役員会の議を経て、大学運営のための基礎資料として活用することができる。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 23 年 7 月 7 日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(諸活動等の点検評価)</p> <p>第4条 1 (省略)</p> <p>2 諸活動等の点検評価を行う組織を代表する者は、所定の期日までに<u>自己点検報告書</u>を点検評価室長に提出する。</p> <p>3 点検評価室は、前項の<u>自己点検報告書</u>を整理し学内に公表するとともに、<u>自己点検報告書</u>を分析し、<u>その結果</u>を学長に報告する。</p> <p>4～5 (省略)</p> <p>[省略]</p> <p>(評価資料及びデータ)</p> <p>第15条 <u>点検評価室は、自己点検評価、認証評価及び法人評価により得られた資料及びデータを、適切な方法により集計、分析及び保管する。</u></p>